

## 簡易公募の概要

「女満別農業構造改善センター大規模工事（機械設備）」について、「大空町簡易公募型指名競争入札実施要綱（平成１８年大空町告示第６７号）」及び「大空町簡易公募型指名競争入札実施要領（平成１８年大空町要領第２８号）」の規定に基づき、入札を行いますので、入札参加希望者を次により公募します。

令和 ７年 ４月 １６日

大空町長 松 川 一 正

### １ 入札に付する建設工事の内容

- （１）工 事 名 女満別農業構造改善センター大規模工事（機械設備）
- （２）工 事 場 所 大空町女満別西４条５丁目３５３番地の８
- （３）工期（期間） 契約締結の日から令和８年１１月３０日（予定）まで
- （４）工 事 概 要 以下に用途等を示す改修工事の内、機械設備工事一式

主 要 用 途：研修施設

工 事 種 別：改修

構 造：ＲＣ造

規 模：地上２階

延 床 面 積：９２０．９８㎡

主な改修内容：衛生器具設備、給水設備、給湯設備、排水設備、温泉  
設備、暖房設備、冷房設備、換気設備、自動制御設備、  
給油設備

概 算 工 事 費：１８９百万円

## 2 応募者に必要な条件

入札参加希望者は、単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業にあつては（１）の要件を、特定建設工事共同企業体にあつては（２）の要件をすべて満たしていること。

### （１）単体企業の要件

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ 大空町の作成した建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者で、建築一式工事の競争入札参加資格が、Ａ等級に格付けされていること。

ウ 本工事の入札執行の日までの間に、大空町の工事請負契約等に係る指名停止等の基準（平成１８年大空町要領第２１号）の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けていたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。

エ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第１７条に規定する特定建設業者であり、かつ、網走市、美幌町、大空町及び津別町内に同法第３条第１項に規定する営業所を有する者であること。

※建設業法第３条第１項に規定する営業所については、建設業法第５条及び同法施行規則第２条第１項第１号に係る主たる営業所とする。

オ 建設業法の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が４年以上であること。

なお、本工事に対応する許可業種は、管工事とする。

カ 過去１０年間（平成２４年以降）に、類似工事（本工事と同程度の技術を要すると認められる工事）（別表第１）を元請として施工した実績を有する者であること。

なお、共同企業体として施工した実績の場合は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が３０パーセント以上のものに限るものとする。

キ 本工事の施工に必要な建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有する者を工事に専任で配置できること。ただし、クの現場代理人を兼ねることができる。  
(管工事の場合)

※国家資格を有する主任技術者とは、1級管工事施工管理技士の資格を有する者とする。また、これと同等の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者とする。

※監理技術者とは、国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等の資格を有する者の要件を満たし、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格証を有する者とする。

ク 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、本工事に係る設計業者は、「日本都市設計株式会社」である。

## (2) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 大空町の作成した建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者で、建築一式工事の競争入札参加資格が、B等級以上に格付けされた者の組み合わせであり、特定建設工事共同企業体としてA等級に格付けされるものであること。

イ 特定建設工事共同企業体は、(1)のウ、キ及びクの要件をすべて満たしていること。

ウ 特定建設工事共同企業体の構成員は、(1)のア、ウ、エ、オ、キ及びケの要件をすべて満たしていること。

エ 特定建設工事共同企業体の構成員のうち、1者以上が、(1)のカの工事実績を有する者であること。

オ 構成員の数は、原則として2者又は3者であること。

カ 各構成員の最低出資比率は、構成員の数が２者の場合は３０パーセント以上、３者の場合は２０パーセント以上であり、そのうち、代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

キ 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業又は他の特定建設工事共同企業体の構成員として本工事の入札に参加する者でないこと。

### ３ 簡易公募内容説明書等の配布期間等

簡易公募内容説明書及び簡易公募型指名競争入札参加申請書の用紙は、次のとおり配布する。

#### （１）配布期間

令和７年４月１６日（水）から令和７年５月２日（金）まで  
午前９時から午後５時まで  
※閉庁日を除く

#### （２）配布場所

網走郡大空町女満別西３条４丁目１番１号 大空町役場建設課

#### （３）配布方法

必ず上記の場所で直接受け取ること。（メール、郵便又はファクシミリでは行わない。）

#### （４）費用

無料とする。

### ４ 入札の参加申請

#### （１）申請書等

入札参加希望者は、簡易公募型指名競争入札参加申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面（契約書等の写し、並びに共同企業体協定書及び特定建設工事共同企業体附属協定書の写し、及び規模等の確認のため必要となる書面）

※類似工事施工実績を証明する書面のうち、「規模等の確認のため必要となる書面」とは、類似工事施工実績調書に記載された工事の規模及び工事内容（工事範囲に含まれる工種）が確認できる図面等の写しとし、配置図、平面図、立面図、仕様書等のうち、必要なものとする。

（２）提出期間

令和 7 年 4 月 1 6 日（水）から令和 7 年 5 月 2 日（金）まで  
午前 9 時から午後 5 時まで

※閉庁日を除く

（３）提出場所

網走郡大空町女満別西 3 条 4 丁目 1 番 1 号 大空町役場建設課

（４）提出方法

必ず上記の場所に直接持参すること。（メール、郵便又はファクシミリでは受け付けない。）

（５）その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

5 入札参加者の指名

入札参加者は、申請者の中から、大空町工事請負入札参加者指名委員会（資格審査会）において選考し、その結果を申請書の提出期限から 3 0 日以内に書面により指名する。

6 指名されなかった者に対する通知等

（１）5 により指名されなかった者（以下「非指名者」という。）には非指名の通知を行う。

(2) 非指名者は、非指名の通知の日の翌日から起算して5日以内に書面により指名されなかった理由の説明を求めることができる。

提出先は、入札参加申請書等の提出場所と同じとする。

なお、書面は必ず直接持参すること。（メール、郵便又はファクシミリでは受け付けない。）

(3) 理由の説明は、説明を求める事ができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

## 7 再苦情申立て

(1) 非指名者に対する理由の説明に不服がある者は、非指名者に対する理由の説明の翌日から起算して7日以内（休日を含む。）に、書面により再苦情の申立てを行うことができる。

なお、書面は必ず直接持参すること。（メール、郵便又はファクシミリでは受け付けない。）

(2) 再苦情申立てに関する審議は、大空町簡易公募型指名競争入札に係る再苦情処理委員会に依頼し、行うものとする。

(3) 書面の提出先及び再苦情申立てに関する手続き等の問い合わせ先は、入札参加申請書等の提出場所と同じとする。

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった入札金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他大空町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に大空町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証証券を提出したとき。

イ 施行令第167条の5第1項の規定により、大空町長が定めた資格を有する者で、過去の2年間に国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、特定建設工事共同企業体の場合にあっては、その構成員の1者以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

ウ その他、大空町長が特に必要がないと認めたとき。

## （2）契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他大空町長が確実と認める担保を提供すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に大空町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他大空町長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、大空町を債権者とする工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 施行令第167条の5第1項の規定により、大空町長が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であり、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

エ その他、大空町長が特に必要がないと認めたとき。

## 9 工事概要

発注工事の概要は、別紙工事概要図による。

## 1 0 支払条件

### (1) 前金払

当該会計年度の出来高予定額の4割以内の額を前金払する。

### (2) 部分払

各会計年度において部分払いできる回数は、令和7年度及び令和8年度各1回までとする。

ただし、各会計年度の部分払額は、各会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。）以内の額とする。

| 年度    | 支払限度額                        |
|-------|------------------------------|
| 令和7年度 | 令和7年度でき形部分等の予定額に10分の9を乗じて得た額 |
| 令和8年度 | 令和8年度でき形部分等の予定額に10分の9を乗じて得た額 |

## 1 1 契約書作成の要否

必要とする。

## 1 2 その他

その他入札に関し不明な点は

大空町役場建設課管理グループ（担当：南・吉井）

電話 0152-74-2111に照会すること。

別表第1 本工事と同様とあるいは類似すると認められる工事の概要

本工事と同用途あるいは類似すると認められる工事とは、次に該当する工事とする。

(1) 用 途 学校、体育館、集会場、事務所等、児童福祉施設等の用に  
供する建築物

(2) 工事種別 新築工事又は改修工事

(2) 規 模 おおむね1,000 m<sup>2</sup>以上

(新築工事の場合は床面積・改修工事の場合は公示対象面積)